



若者のための 消費生活相談

-こんな契約トラブルはありませんか？お気軽にご相談ください！-




脱毛エステの無料体験に行ったら、
今日限りの割引があるとされて
高額な契約をしちゃった…。解約したい…。

インターネットで旅行を予約したニャ！
予定が変わってキャンセルしようとしたら
高額なキャンセル料がかかることが分かったニャ！



ご相談は、お電話でお受けします！

日時	令和5年 1月16日 月 . 17日 火 9:30 -17:00
受付電話	045-311-0999
備考	<ul style="list-style-type: none">・聴覚障がいのある方は、9：30から16：00までの間に、直接ご来所ください。・若者専用メール相談フォームでの相談も可能です。・詳細は、県ホームページ「若者のための消費生活相談」をご確認ください。 

実施日以外でも、
消費者ホットライン **188** でお近くの相談窓口につながります！

お問合せ

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課相談第一グループ

TEL 045-312-1121(代表) 内線 2650-2652